

令和6年度 帯広市市民後見人養成研修実施要項

1. 目 的
認知症高齢者及び知的・精神障害者の方など、判断能力が低下した方の金銭管理や福祉サービスの契約などを行い、その権利を守るための後見等の業務を行うことができる知識・技量・人格を備えた市民後見人を養成します。
帯広市においては、広く市民の方に制度を知っていただけるよう初日は公開講座とし、また、各講義については、親族後見人、市民後見人（市民後見人として活動予定の方含む）、専門職後見人、社会福祉法人・NPO法人・一般社団法人等で後見業務の実務をされている方についても、聴講していただき研修を受けることを可能とすることで、本市における地域後見体制の一層の充実を図ることを目的とします。

※成年後見人として活動する専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士等）の人数は足りておらず、一定の知識を身に付け、地域住民の立場から、その人らしい生活が送れるように本人に代わり必要な手続きやお金の管理などを行うために帯広市では市民後見人を養成しています。受講修了後は帯広市社会福祉協議会での法人受任（法人後見支援員）や一般市民が後見人等になる市民後見人、日常生活自立支援事業の生活支援員、センター支援員として活動をしていただきます。
2. 日 程
令和6年8月31日（土）、9月1日（日）、7（土）、14日（土）、15日（日）、22日（日） 【合計：6日間】
3. 会 場
帯広市グリーンプラザ（帯広市公園東町3丁目9番地1）
4. 主 催
社会福祉法人帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」
5. カリキュラム
別紙「令和6年度 帯広市市民後見人養成研修カリキュラム」の通り
6. 受講要件
研修の受講者は以下の各項目を全て満たし、かつ研修終了後、可能な限り市民後見人としての活動ができる方。
(1) 研修終了予定日において、満25歳以上で、現に帯広市に居住、通勤、通学する方、また帯広市で事業を営んでいる、もしくは活動を行っている方
(2) これまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがない方
(3) 破産していない方
(4) 帯広市市民後見人養成研修を修了されていない方
(5) 研修修了後は、当センターに登録し、法人後見等事業において支援員として活動が可能な人
(6) 全ての研修カリキュラムを受講できる見込みがある方
7. 応募方法
別紙「令和6年度 帯広市市民後見人養成研修受講申込書」に必要事項を記載し、レポート①「市民後見人を志望される理由」を作成のうえ、帯広市成年後見支援センター「みまもーる」に郵送または持参してください。（写真の大きさ：縦3cm×横2.5cm、裏面に記名）
8. 受講料
無 料
9. 募集期間
令和6年7月16日（火）～令和6年8月16日（金）（必着）

10. 定 員 30名（申込の先着順で、定員になり次第締切ります。）

11. 申込書等 ①帯広市社会福祉協議会のホームページからダウンロード
②帯広市グリーンプラザ：窓口及び「みまもーる」（1階）、ボランティアセンター（2階）
③帯広市役所：総合案内（1階）、地域福祉課（3階）で取得できます。

12. 受講証等 受講決定者に対し、受講証及び研修日程等を郵送します。

13. そ の 他 (1)【市民後見人養成研修 受講生について】
①全カリキュラムを修了した方に、修了証を交付します。
②各カリキュラムで、15分以上の遅刻は欠席とします。
③欠席した場合は、補講(ビデオ学習)による代替えが可能です。
ただし、講義番号1～24の内、全講義の1/3以上、今回の研修の場合は8講義以上欠席すると、補講を受けても修了は不可となります。
④講義番号25の「体験実習・家庭裁判所見学」については、必須参加となりますのでご注意ください。

(2)【公開講座 受講生について】

8月31日（土）講義番号1～5については、広くこの制度を知っていただけるよう公開講座とします。制度の概要を聞いてみたい方で研修修了後に当センターへ登録を希望されない方についても受講が可能です。

また、公開講座は、講義番号「1」「2」「3」「4」「5」をそれぞれ選択しての受講も可能です。なお、1から5まで全受講後に（ビデオ補講も可）、市民後見人養成研修を継続しての受講を希望された場合も、引き続き受講可能といたしますので職員までお申し出ください。「令和6年度 帯広市市民後見人養成研修」の申込書等一式を記載のうえ、事務局に提出していただきます。

(3)【聴講生について】

本研修は、親族後見人、市民後見人（市民後見人として今後活動予定の方含む）、専門職後見人、社会福祉法人・NPO法人・一般社団法人等の法人で後見業務の実務をされている方についても、各講義を研修の一環として無料で聴講していただくことが可能です。講義番号を選択可能です。（※帯広市民または被後見人等が帯広市に居住している方に限る）

※この要項における「帯広市民の定義」とは…

市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。